

総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会R P S法小委員会（第10回）
議事録

日時：平成21年7月27日（月曜日）10：00～12：00

場所：経済産業省本館2階2西8共用会議室

議題

1. 「新たな買取制度の導入」等を踏まえたR P S法の利用目標量の考え方及び具体的な利用目標量等について
2. その他

議事内容

1. 「新たな買取制度の導入」等を踏まえたR P S法の利用目標量の考え方及び具体的な利用目標量等について

○山地委員長

それでは定刻になりましたので、今から総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会の第10回になりますが、R P S法小委員会を始めさせていただきたいと思います。本日はご多用中のところご出席いただきありがとうございます。ご欠席の方、または代理出席の委員の方がいらっしゃいますので、事務局から紹介させていただきます。

○飯田R P S室長

お手元の委員名簿、それから座席表を適宜ご覧いただければと思いますが、本日、崎田委員がご欠席です。また石川委員の代理で武田様、浦谷委員の代理で谷口様、それから前田委員の代理で安達様に、それぞれご出席いただいております。

また事務局に異動があり、羽藤前省エネルギー・新エネルギー部長が商務流通グループの審議官に異動し、後任に新しく齋藤部長が着任いたしましたので、どうぞよろしく願いいたします。

○山地委員長

それでは本日の資料について、事務局から確認させていただきます。

○飯田R P S室長

本日の資料ですが、座席表、委員名簿に続きまして、議事次第の次に添付しております配付資料一覧にありますとおり、資料1が「第9回R P S法小委員会における主な意見」、資料2が「『新たな買取制度の導入』等を踏まえたR P S法の利用目標量の考え方及び具体的な利用目標量につ

いて」、資料3が「前回の事務局案からの変更点について」です。また、参考資料1が「第9回RPS法小委員会会議録」、参考資料2が「英国の再生可能エネルギー政策」、参考資料3が「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の平成20年度の施行状況について」を添付しております。乱丁、落丁などがありましたら、事務局までお知らせください。以上です。

○山地委員長

よろしいでしょうか。それでは早速、議事に入りたいと思います。

本日は前回に引き続きまして、新たな太陽光の余剰買取制度の導入等を踏まえましたRPS法の利用目標量の考え方、それから具体的な利用目標量等の具体的な数値について議論いただきたいと思います。その後で、そのほかRPS法全体に関することにつきまして、ご意見のある方にご発言いただきたいと思っております。

まず、前回のRPS法小委員会第9回の際に委員の皆さんからいただいた意見を、事務局が論点として資料1で整理していただいております。これを基に議論を進めていただきたいと思っておりますが、まずはその資料1を含めまして資料3まで、及び参考資料を含めて、事務局から説明していただきます。

○飯田RPS室長

資料1では前回の小委員会における主な意見を記載しております。「G」はゴールの「G」ですが、この利用目標量「G」と実質的な義務量である「T」が、どのような法的な関係になっているのかということについての議論が主だったかと思っております。それでは、具体的に資料2でご説明申し上げます。

今回の見直しの背景を2ページ目に改めて整理させていただきました。RPS法の利用目標量の設定に当たりましては、新エネルギー等の電気の導入拡大に向けた、現実的かつ意欲的な数値を設定することが平成19年に目標値を設定した時からの考え方です。この一般的な考え方に基きまして、太陽光発電の新たな買取制度（以下「新制度」と、経済危機対策で太陽光発電を2020年ごろに20倍にするという目標が設定されたこと、この二つのことが大きな事情の変化であったかと思っております。これらを我が国全体で達成することを目指すために、RPS法の利用目標量「G」を踏まえたものとするのが適切である。これが基本的な見直しの背景です。

次に、3ページ目をご覧ください。左側の図表なども適宜参照いただきたいのですが、新制度の導入に伴いまして「G」の中で、新制度の買取対象となる太陽光発電の導入量は、国が定める買取価格によって大きく左右されることとなります。値段が安ければ小さくなり、高ければ非常に大きくなるといった性格で、値段次第で買取の量が決まりますので、これをRPS法の義務対象者である電気事業者が、その企業努力によって導入量をコントロールできるという余地は少な

くなるという、これは前回からの考え方のおりです。

利用目標量「G」の考え方については、RPS法の第3条に、「各年度の電気事業者（全体）による新エネルギー等電気の利用の目標である」と定められています。全体での目標ですので、個別の電気事業者に対する法的義務という意味では、個別の電気事業者が「G」に対する法的義務を負うものではないというのがRPS法の考え方です。前回も議論がありましたが、「G」は電気事業者の本法に基づく義務のみに依存して達成するものではなく、補助金や買取価格の適切な設定などを通じまして、これも新エネルギー部会などでもよく議論があるのですが、国民の全員参加による達成を目指す目標だということです。

このため、RPS法上の個別の電気事業者の義務としては、基準利用量というものがRPS法の第4条にあります。この設定に当たりましては新制度の対象となる太陽光発電以外の電源で「T」を算出して、これを各社に案分して各社の基準利用量とするということが適当だと思います。左側の図表に書いてありますが、風力、バイオマス、水力、地熱、それから買取対象外の太陽光ということで、これは事業用や500キロワット以上のものは買取対象外ですが、これらによって「T」が構成されて、前年度の各社の電気供給量に応じて案分するというのが適当ではないかと考えております。

これに伴いまして、新制度の買取対象となる太陽光発電のRPS相当量は、基準利用量の達成には充当できないように措置することが必要です。そうしないと「T」がいろいろな電源で達成できるようになり、「T」の実質的な水準を下げることになりますので、充当できないようにする。一方で、当該RPS相当量については、設備認定の簡素化などについての検討もこれから必要ではないかと考えております。

なお、新制度が実際にどのように運用されるかという状況を踏まえまして、「G」や「T」の位置付けや水準などについては、所要の見直しを行う必要があると思っておりますし、また買取期間が終了した場合についても同様ではないかと考えております。以上が3ページの説明です。

4ページは、その水準についての具体的なご説明です。先ほど申し上げましたとおり、「T」というのは、水力、地熱、バイオマス、風力、それから新制度の買取対象外の太陽光発電で構成されます。まず水力、地熱、バイオマス、風力につきましては現在、2014年度目標があり、2014年度の「T」を算出するに当たりましては平成19年に設定した時の考え方、数値をそのまま変更せず使用しております。注がいくつかありますが、平成19年3月のRPS法小委員会での推計、それから風力、バイオマス、水力、地熱の合計値、これらを見ると134億キロワットアワーとなります。これらについて現在は変更しませんが、2018年度目標をRPS法第3条第1項に基づいて、来年度中には設定する必要があります。これらの水力、地熱、バイオマス、風力についての

考え方や導入量については、5月に小委員会を行ったときにもいろいろ意見がありましたけれども、改めてこの秋以降に検討したいと思っております。

それから、2014年度の太陽光発電の導入量というものを次に考える必要があるわけですが、2020年度に20倍にするという政府の目標、閣議決定した目標がありますが、こちらにつきまして2014年度断面で考えて、これはキロワットですが、これに設備利用率、住宅、非住宅の別でRPSの設備認定割合、売電率などを乗じてキロワットアワーに直しますと、39.0億キロワットアワーになります。

ここに新制度の買取対象とならない発電事業目的の太陽光発電を2倍カウントで加えますと、「G」につきましては173.2億キロワットアワー、「T」につきましては134.3億キロワットアワーになります。

5ページは、これを2010年から2014年まで各社同じ考え方で案分して計算いたしますと、下の表となります。2009年度につきましては新制度を施行する時期によりまして、月別に割り振ってカウントするものですから、何月から施行するかによって数字が変わってまいりますので、ここでは記載しておりませんが、同じ考え方で施行時期に合わせて計算していきたいと思っております。

6ページ目は、太陽光発電の2倍カウントということで、前回もご議論をいただきましたが、買取対象の部分につきましては2倍カウントの対象外ということで、新制度の対象外になっておりますメガソーラーなどにつきましては、予定どおり2倍カウントを導入するというところで進めたいと思っております。これは前回の論点からの変更はありません。

7ページ目はRPS法の概要の参考資料ですので、適宜ご参照ください。

資料3をご覧ください。「前回の事務局案からの変更点について1」ですが、前回は利用目標量「G」についてやや明確ではありませんでした。「T」についても電力会社のRPS義務の内枠に入っているのだということで各社に案分するという考え方を取って、やや曖昧でしたけれども、まだ義務的な色を残しておりましたが、今回「G」と「T」という考え方を整理いたしまして、「G」というのは電気事業者全体による利用の目標の量、「T」というのが法的に基づく各社の義務ということで整理いたしましたので、そこが変更点です。

変更点2ですが、前回の委員会の論点3で出ていたもので、一般電気事業者とPPSとの公平性の確保ということです。前回は、「G」につきましてもPPSの方の義務の内数ということで考えておりましたので、買取対象となっている太陽光についてもPPSの方に割り戻しを行わないとアンフェアだということで書いていたわけですが、今回は買取対象となった太陽光につきましては、各電気事業者の義務の「T」の外数ということで、これを改めて割り振った

りするというところに実質的な意味はあまりないのではないかとということで、論点1の考え方の変更に伴う変更ということで、前回と変更いたしましたして、一般電気事業者とPPSの公平性の確保の観点からは、特段の措置を講ずる必要がないのではないかと考えております。

なお、RPS法の世界ではこういうことなのだと思いますけれども、排出係数の議論につきましてはまだ非常に大きな論点ですので、買取対象となっている太陽光発電の価値を排出係数の中でどのように考えていくかといったことにつきましては別途、この委員会とは別に、電気事業分科会の中で排出係数について検討しておりますので、議論をその検討に回したいと思っております。

参考資料1は議事録ですので、省略させていただきます。

参考資料2はイギリスの制度について書いてあります。詳細はまだ検討中という部分もありますので読んでいただければと思います。1点だけポイントは、同じようにイギリスでもRPS法というものがもともとある中で、小規模の発電設備につきましては買取対象とするという措置を講じたわけで、裏のページをご覧くださいますと、発電容量50キロワット以下のものには既設も含む全設備について買取対象とする。50～5000キロワットは、新規設備につきましてはRPSを選ぶのか、固定価格を選ぶのか、どちらかを選べるようにするということです。両者をどのように整合させるかということにつきましては、やはりわが国の制度に近い、考え方としては同じだと思っておりますけれども、新しく固定価格になった対象設備による発電量については、RPS制度の義務履行には充当できないと、両者を切り分けて考えるという考え方ができているようで、やはり同じような考え方でできているのかと思われましたので、ご紹介させていただきます。

参考資料3はRPS法の施行状況についての説明のペーパーです。今までの説明は、太陽光発電の状況変化に伴う新しいRPS法の運用についての説明でしたが、こちらは毎年7月に出しております施行状況についての一般的な説明ですので、ポイントだけご説明したいと思います。

1ページ目ですが、義務履行状況は前年度に比べますと若干伸びております。それから設備容量につきましても伸びておりますけれども、着実に増加はしているものの、やや伸びは鈍化しているという状況です。

2ページ目をご覧くださいますと、新エネルギー等発電設備の認定状況、それから電気供給量の推移という両方、棒グラフが二つ並んでおります。まとめてご説明しますが、風力につきましては建築基準法が強化されたり、それから設備機材の価格が上がったりということではないかと我々は推察しておりますが、伸びておりますが若干伸び悩み傾向、太陽光につきましても、平成19年度に補助金が終了いたしましたので、その効果が出て、伸びてはおりますが少し伸びが鈍化しているという状況です。補助金が再開された効果は、まだ統計には表れておりませんので、こ

れから非常に大きく伸びてくるのではないかと期待がされます。水力につきましては、認定設備はだいぶ既設備の認定が中心になってきているようです。それからバイオマスですが、キロワットアワーは前年に比べて少し減った状況になっておりまして、これは一般廃棄物の分別回収やリサイクルが進行したりして、紙などの構成が若干少なくなってきたと我々は見えております。

一方で、電力会社の石炭とバイオの混焼は進んでおり、このような大きな数字になっているのだろうという状況です。本論から外れましたが、この機会に併せて説明させていただきました。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。前回の議論を踏まえて、事務局提案を資料2としていただいたわけです。

私は、このRPS法の制定のころから新エネルギー部会の議論にずっと参加してきておりますけれども、当時の議論を思い出すところがあります。「現実的かつ意欲的な数値」というような表現が確かにあって、記憶にも残っております。また2003年度からは利用目標量や義務量を定めて、最初の8年間で2010年度までの目標値を決めていたわけですが、そのときは導入当初の経過的な措置ということで目標量と義務量の総量の間には乖離を設けて、2010年度には一致するというようにしていたわけですが。そのような措置が今回のような新たな買取制度が入ったときに、使えそうだとすることでそれを使うということかと私は個人的に理解して、先ほどの事務局の説明を聞いておりました。

それでは、今から意見交換の時間とさせていただきますので、いつものように意見がおありの方はネームプレートを立てて、発言の意思表示をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○石川委員（武田委員代理）

公営電気の武田でございます。今回、石川委員の代理で出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

今回、お聞きしていると、前回と多少中身的に変わっているかと思えます。今回、私ども公営電気の立場から言わせていただきますと、新制度の導入を踏まえた利用目標量の設定において、太陽光を除く新エネルギーの義務量については、新制度導入前と導入後でしわ寄せが我々としては水力に生じないように、ひとつお願いしたいということを今考えております。

今回、今の参考資料等で見させていただきますと、2008年と2014年で見いきますと、風力とバイオマスにつきましては、約2.5倍あるいは1.5倍というふうに伸びています。ところが、水力、地熱につきましては、逆に数字が減ってきている状況になっています。この辺は何が原因

なのか。今、実際にRPS制度が導入されている中で、将来的には水力に対するしわ寄せがかなり来るのではないかと考えております。この原因は、今後また議論の場が設けられると理解しておりますが、安定的に供給が見込まれる水力は、現在のところRPS対象は1000キロワット以下となっているという出力制限が、やはりその辺の原因になっているのではないかと考えています。

この出力制限を外すことによって、ある程度義務量も安定的に数値が想定できると我々も考えております。中身的には、結局水力というのはご存じのとおり、今、純国産でクリーンで再生可能なエネルギーとしての水力なのですが、逆に数字的な1000キロワットという歯止めを外していただくことによって、どちらかという水力の開発がこれから盛んになると理解しておりますので、今後どのようにRPSが動くかというところを我々はウォッチしたいと思いますが、ぜひその辺をお考えいただけるとありがたいと思っています。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。冒頭に少し申し上げましたけれども、RPS法全体に関することに関しては、資料の説明に関する議論の後でもう一度皆さんのご意見を伺いたいと思いますので、そのときにご発言いただければと思います。

引き続きまして、私の理解では、青木委員、それから杉本委員、あと順番からいくと小川委員、工藤委員とまいりたいと思います。では、青木委員、どうぞ。

○青木委員

電気事業連合会の青木でございます。今回、前回の小委での利用目標量「G」、そして基準利用量「T」の議論を踏まえて、事務局で考え方を整理していただいたとっております。私どもとしては、100パーセント満足といえるかどうかは疑問ですが、事務局のご努力に敬意を表したいとっております。その上で、あえて3点申し上げたいとっております。

申し上げたい1点目につきましては、目標量「G」の設定についてです。前回の繰り返しになってしまいますが、国の新エネルギー導入目標と、このRPS法の目標とは本来別のものであるという原理・原則の話を改めて主張したいとっております。2007年3月の本RPS法小委員会の報告書におきましても、「国の新エネ見通しは、RPS法における利用目標量とは異なり、官民が最大限努力して達成を目指す目標である」と明記されていたと思います。

今回の太陽光20倍という目標も、全く同じかと思っております。その意味で資料の2ページに、「20倍目標が設定されたことから、RPS法の『G』はそれを踏まえたものにする」と書いておりますが、なぜ国全体で目指す数字に合わせて電気事業者の目標を設定する必要があるのか、やや疑問が残るところです。

それに関連して資料の3ページには、「電気事業者は、『G』に対する法的義務を負うものでは

ない』『G』は、電気事業者の義務のみに依存するのではなく、『国民の全員参加』により達成を目指す目標」と記載されておりますが、こうしたことが極めて重要と考えておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思っております。

それにしても、電気事業者全体の目標ではあるけれども、個別の事業者の義務ではないという「G」の意味は分かりにくいと思っております。少なくとも我々の解釈、我々のできることは買取対象からの円滑な購入、そして特に電力系統への受け入れであると認識しておりまして、これについてはまさに電力全体として技術的課題への取り組みを含めて、最大限努力して参りたいと思っております。

申し上げたい2点目ですが、買取制度が終了したり、大きく変わった場合の「G」と「T」の取り扱いです。これも資料に書いてありますが、そういった際には太陽光の普及状況も大きく変わるはずですので、先の話ではあると思いますが、ぜひ制度の在り方を含めて抜本的な検討をお願いしたいということです。少なくとも「G」が未達成のまま、電気事業者の義務量「T」を単純に「G」に引き上げるといったことがないように、ぜひ今からお願いしておきたいと思えます。

3点目は、4ページの基準利用量「T」の水準についてです。今回は太陽光買取制度に伴う運用の見直しが目的ですので、事務局の提案にありますように、現行目標160億キロワットアワーのベースとなっております2007年当時の推計値に基づいて、買取対象以外の新エネルギーを積み上げた134億キロワットアワーを基本にするという、この考え方は妥当だと思っております。しかし、この134という数字も、達成は非常に厳しいレベルであるということ、ぜひ申し上げたいと思っております。本日配付されました参考資料3に、昨年度のRPSの実績が公表されております。1ページ目の表に、先ほど説明がありましたように、事業者合計の昨年度供給量実績79億キロワットアワーであったことが示されておりますけれども、これは実は義務量75億キロワットアワーに対してぎりぎりの水準です。年々、供給量が伸び悩む一方で、義務量の方が増えていくという状況ですので、今年度以降はついに単年度では義務未達成となる。これまでの貯金分、バンキングを食いつぶすという状況になるのではないかと考えております。

また、太陽光を除いた数字で見ましても、昨年度の供給量72億キロワットアワーを6年後の2014年には、本日示されました134億キロワットアワーにするということになりますので、1.9倍に引き上げなければいけないということです。私どもとしましては、達成できるようにさまざまな努力を続けていく覚悟ですけれども、諸規制の緩和あるいは開発支援といったものを含めて、関係の皆さまのご理解、ご支援をお願いしたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

○山地委員長

ありがとうございました。それでは杉本委員、お願いいたします。

○杉本委員

太陽光発電協会の杉本です。基本的な考え方として、RPSの意味は二つあると思っています。今、青木委員がご指摘された部分もちろんあるわけですが、新エネルギーの導入手段としてRPSの考え方と、いわゆる電力事業者さんに対する新エネルギーの導入の義務を課す法律としての位置付けの二つがあると思います。

今回の審議の中で明確なことは、今回の新たな、政策的な買取制度によって、太陽光発電の導入が格段に進む部分であって、義務対象となる電力事業者さんへの法律的な義務を「T」として、利用目標「G」と切り離すことについてはまさに十分理解できるポイントだろうと思います。一方、余剰電力を対象とするRPS相当については、従来では電力会社さんが自主的に買い取ることを条件に、余剰電力相当に含まれるRPS相当の設備申請を代行するというので、RPS価値を電力事業者さんに移転してきたわけですが、新たな制度ではこの部分が国民の全員参加によって負担することになるわけですので、この部分のRPSについては2倍カウントを取りやめて、さらに義務対象量ではない利用量としてカウントされるという、国民全体での太陽光発電導入目標、すなわち「G」も整合すると思います。

あと、2014年の断面の問題なのですが、この段階で39億キロワットアワーと想定しておりますけれども、多分これから新制度が進むとなりますと、いわゆる余剰電力の部分の節約を皆さんがしますので、増えていくのではないかと、余剰分は60パーセントを超えるのではないかと考えておりますし、今の平均の設備容量が大体3.7~3.8なのですが、これも若干増えていくのではないかと認識をしております。そういう意味では数字は、もちろんこれが断面としてはベースの数字になると思いますが、もう少し増えるのではないかと想定しております。

日本の太陽光に関する制度は、太陽光導入個人の省エネ活動を促進させるとともに、設置されていない皆さん、国民の負担など、新たな余剰電力の買取とRPSを併存させる、日本型の優れたモデルだと私は思っています。そういう意味では、もっとこういう制度を世界に発信していてもいいのではないかと考えております。ありがとうございます。

○山地委員長

ありがとうございました。それでは小川委員、お願いいたします。

○小川委員

今回の内容は、前回の小委員会議論を踏まえて、買取制度という価格をフィックスして量が最終的な結果として出てくる世界と、RPS制度というある程度量をフィックスして定まってくる

世界を結び付けるという意味で、すっきりした形に整理され整合性の取れる状態になっていると思いますので、この整理の仕方ではよいと思います。

1点確認したいというか、細かい点なのですが、資料2の4ページで質問したい点があります。太陽光発電の39.0億kWhという数字があり、「新制度の買取対象とならない発電事業目的の太陽光発電」の数字を0.15億kWhとしています。この0.15億kWhという数字が39.0の内数になっているのか、外数になっているのかもはっきりしないと思います。4ページの左側の図だと、「T」の上に39.0が乗っかっているように見えるので、どちらかというとなら39.0の中に0.15が入っているように思いますが、右の一番下にあるボックスの方では、39.0の外に0.15を足すという形になっています。どちらの考え方が正しいのか、その辺を詳しくご説明いただきたいと思います。

○山地委員長

今のご質問の点は、ご発言をまとめた後で、事務局から答えていただくことにしたいと思います。それでは工藤委員、それからエネットの中村委員、大塚委員といきたいと思います。よろしくお願いたします。

○工藤委員

ありがとうございます。基本的な数字の整理については、過去のいわゆる「T」の数字の考え方等を踏襲してやって、かつ事業者もそれを前提に今までいろいろな行動を取っているわけですので、以前よりも非常に整理されて分かりやすくなったと思っております。

それに関連して、1点質問と1点コメントなのですが、質問は、そもそもこの制度を今後運用していくに当たって、今までの太陽光として既に設備認定されていて、かつ今拝見しますと、実績ベースでも大体10パーセント弱が相当量として計算されているのですが、短期的に見て、この辺のバンキングなり何なりも含めた扱いが一体どうなっていくのか。すなわち買取制度は既存のものも含むと私は認識しているのですが、その辺の手続きはこの1年、2年の移行といいますか、制度全体の構造が変わるときに、どのようになっているのかというところがちょっと見えませんでした。決まってから、多分ご説明だとは思ってはいるのですが、今、もしこのようにするのだということがあれば、お教えいただければと思います。

それから併せて、全体量の話等も含めて「G」の考え方は、繰り返しになりますが、やはり買取制度とRPS制度の基本的な考え方の違いがあって、量的確保なのか、価格を固定して、それに応じた量が入ってくるのかというようなことがありまして、そういうことも含めてRPS制度がどういう全体像になっていて、買取制度の今後のいろいろな政策スケジュール的なこととの関係みたいなこと。すなわち、秋以降は2018年度以降の総量についてうんぬんということもありま

すので、全体像をもう少ししっかり説明した方が、外向けには必要かと感じました。

というのは、例えば先ほど排出係数の話も出てきたのですが、これで買取を前提とした太陽光が入ってくる一方で、依然としてR P Sの中で残る太陽光もあります。そういったことの中で、さらには外で、さまざまなクレジット制度が太陽光をいろいろな意味で扱っているという構造がありまして、これを誰が整理するのかというのが実はあるのですが、周りから見ていると、いろいろなことが動いているといった中で、言ってみれば、どういう性格のものなのかということをやはりしっかり説明、整理する必要があるのかなど。その辺、今回の制度の意義付けといえますか、構造的な説明も含めて最終的な整理の中には、若干説明等を入れたらいいのではないかというのが私のコメントです。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。それではエネットの中村委員、どうぞ。

○中村（公）委員

エネットの中村でございます。お示しいただいた論点と事務局の案について、P P Sの立場で意見を申し上げたいと思います。

今回の事務局案においては、我々P P Sを含む各電気事業者の法的義務とされる目標量が、買取対象の太陽光を除いた「T」の部分に限定されたこと、また買取対象の部分についてはR P S取引価値は実質ゼロとし、誰も基準利用量の達成やバンキング、BORROWINGの対象として用いることができないということ、明確に示していただいたということで理解しました。

また、R P Sの価値についてですが、資料3の2に示していただいているように、「G」から「T」をマイナスした固定買取の部分が、事業者と関係がない国の目標であることを前提とするならば、固定買取対象のR P Sの取引価値が実質ゼロであることから、一般電気事業者さんからその部分の価値の移転を行うことなど、特段の措置を講じる必要がないという事務局案についても異論はありません。

1点お願いですけれども、固定買取制度が終了した後の太陽光発電のR P Sに何らかの価値が残っているとすれば、その扱いについてP P Sも含む電気事業全体で、公平になるような配慮をお願いしたいと思います。また環境配慮契約法等においては、義務履行の判断における「T」のラインで判断されるべきということを示していただきましたが、くどいようですが、入札等において電気事業者の選別条件として「G」は用いられないということ、再度確認させていただきたいと思います。

最後、買取対象の太陽光部分にかかわる排出係数の調整メカニズムについては、排出係数検討会で議論されるべきとの方向性を示していただきましたけれども、そちらの方で検討に参加して、

議論させていただければと思います。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。それでは大塚委員、その後、佐藤委員、島崎委員とまいりたいと思います。

○大塚委員

前回休んでしまいましたので、前々回発言させていただきましたけれども、今回も「G」と「T」を分けて、「T」からは太陽光を外に出すという扱いをしていただいて、大変よかったと思っております。このように整理するしか難しかった、こうするしかなかったかと思っておりますので、先ほど事務局からイギリスのお話もありましたけれども、このような整理が妥当であったと考えております。外に出た太陽光に関して、ほかの再生可能エネルギーというか、新エネルギーと同じように法的に扱うという必要が出てくるわけですが、こちらの方はエネルギー供給構造高度化法の方で同じように勧告、命令、罰則の適用があると思われまますので、そういう意味でも整理として大変よかったと考えております。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。それでは佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員

ソフトエネルギープロジェクトの佐藤です。「G」と「T」のことは分かったのですが、先ほどもご意見が出ていたのですが、「T」の部分なのですが、電力事業者さんが最近メガワットソーラーなどをつけていて、その辺のところは「p」×2、新制度の買取対象外ですか、ここは分かるのですが、あとの「T」の部分がやはりもう少し実質的に進む制度を作っていないと、今までお聞きしていた中では規制などいろいろなことがあって、なかなかどれも私がいろいろ関わらせていただいている中では、画期的にそう進まないのではないかと感じております。「バイオマス・ニッポン」というのも随分前に言われましたけれども、それも思ったほど進んでいるようには、市民としてはあまり見えていません。

それと風力も、先ほど説明で、いろいろ法律等の関係もあってなかなか進まないというようなことをおっしゃいましたけれども、とにかく「T」を進めるに当たって相当抜本的な制度改革も含めて、電力事業者さんだけに言うのではなくて、ここをやらないとできないと思うのです。そこをぜひやっていただきたいというのが一つ。

それから、「p」なのですが、実際に2倍買取になったときに国民がみんなで負担しようというのは、前々回、前のRPS法小委員会でも、電力会社さんだけに言えないということもあって、そういうご意見も申し上げましたけれども、実質やるのは、2倍で買い取ってお金を払っていく

のは、電力会社さんでよろしいのでしょうか。そういう具体的な作業はどこがされるのかというのも、多分決まっているのでしょうか。私の理解が薄いだけだと思うのですが、お願いしたいと思っています。

それから、確かに、先ほど杉本委員もおっしゃいましたように、省エネの努力を、つけた人に促すという意味では非常に有効だと思うのです。ただ、もう少し省エネのところを促す方策をやっていないといけないかなと思っています。学校でのことは、また全体のところで申し上げたいと思います。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。ご質問もありましたけれども、先ほどの買取に関しては、もちろん電力会社さんが2倍というか、48円ぐらいで買い取るわけですが、サーチャージに当たる部分の費用負担自体は、キロワットアワー当たり一律で電力の消費者から回収するという事です。また買取制度小委員会というものがあって、そちらで議論しているところです。

そうしますと、次は島崎委員、お願いいたします。

○島崎委員

ファーストエスコの島崎です。今回の事務局案は、2種類のRPSが併存するような形ということで、これは大変ある種の整理がされていて、制度的には非常にシンプルになったのではないかと、評価しております。

一方、太陽光の固定価格買取部分のRPSに対しての考え方としてお尋ねしたい部分があるのですが、この部分のRPSの価格はどのように決まっていくのかということ、それはまた幾らで買い取った、それをどうやって公表されていくのか。この辺の仕組みについて現時点では理解できていないものですから、教えていただければと思います。

さらに、2種類のRPS間はある種、別のクレジットであるという、先ほど来の認識をしておりますけれど、ということは、この2種類のRPSは全く互換性がない。すなわち、価格についても全く連関性がないものと思われるのですが、この2種類のRPSの価格の推移というものについて、ある程度の将来の方向性をお考えなのかどうか、その部分についてもお尋ねしたいと思っております。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。先ほどの工藤委員の、種々のクレジットの整理というところに関わるのところかと思えます。

では、彌園委員、どうぞ。

○彌園委員

関西電力の彌園でございます。電気事業者の立場から、2点ほど申し上げたいと思います。

まず、利用目標量の見直しについてですけれども、今回設定される基準利用量、いわゆる「T」について電力各社が達成義務を負うことになるわけですが、「T」の水準134億キロワットアワーというのは、青木委員からもありましたように、なかなか電気事業者にとって厳しい数字ではないかと思っております。特に、これまで太陽光が最大19億キロワットアワー導入された場合、その2倍カウントを義務履行に充当できたといったことを勘案すれば、単に太陽光部分を控除した以上の厳しい義務履行の水準になっているのではないかと受け止めています。

こういったRPSの義務履行に伴う費用につきましては、最終的に、今回の新しい買取制度と同様、電気のお客さま、ひいては国民全体でご負担いただくということに変わりはないわけですので、今後とも義務量の検討に当たっては、こういった点にご留意いただきまして慎重な議論をお願いしたいと思っております。

また、新エネルギーの開発は申すまでもなく相当のリードタイムを要するわけで、大規模な太陽光あるいは風力の場合は3～4年といったリードタイム、あるいは水力や地熱につきましては、それ以上の期間を要するわけです。現行のRPS制度におきまして、8年間の義務量をあらかじめ設定するという枠組みとなっております中で、義務履行期間の途中で見直しが行われるということは、電力会社の調達計画にも大きな影響を及ぼす恐れがあると考えています。

資料の3ページに、「T」や「G」につきましては、新制度の実際の運用の状況を踏まえて、所要の見直しを行う旨の記載がありますが、これはRPS制度自体の見直しに言及されているものと考えていまして、数字だけが安易に見直されるということのないようにお願いしたいと思います。

それから、買取対象外の太陽光発電の取り扱いです。4ページでいきますと、「p」の、特に2倍カウントの取り扱いですけれども、資料4ページにありますように、今回の「T」の水準134.3億キロワットアワーのうち0.3億キロワットアワーの分につきましては、新制度の対象外の太陽光発電の導入量の2014年度時点での推定導入量の0.15億キロワットアワーと想定した上で、これを2倍カウントしたものを義務量として積んだということかと理解しております。ただ、この2倍カウントは、太陽光の発電コストの相対的な不利を是正するための、一つのインセンティブとして導入されたものということですので、義務量に導入推計量を2倍カウントして上乗せすることは、従来とも行ってこなかったと理解しています。

導入インセンティブとして機能させる上では、義務量の設定は、ほかの新エネ電源と同様、実績の算定に当たって2倍カウントするということが適切かと思っておりますので、少なくとも今後の義務量の検討に当たりましては、この点は十分考慮していただきますようお願いいたします。以上

です。

○山地委員長

ありがとうございました。なかなか義務量の設定も難しいところなのです。先ほど言ったように、現実的かつ意欲的な目標というところですので、本当は積み上げてできるというだけで、現実的だけになってしまいますので、意欲的もどうやって盛り込むかというところかと思います。あと、山崎委員、原田委員と認識していますが、まず山崎委員から。

○山崎委員

前回の事務局案なのですが、量を固定する部分と、価格を固定する部分を事実上切り離していたなと感じていました。今回は、それを制度的にも切り離すということで、よりすっきりしたと考えています。目標量については、太陽光発電の国の目標に沿った数字を最低限考えなければならぬということで、「P」の設定は妥当かと思っています。

問題があるとすると、いろいろ買取部分を目標どおりにどうやって達成したらいいのかということにあるかと思います。それから、これから総選挙があって、それからポスト京都の枠組みのようなものも年内に決まるということになったときに、新エネルギーに対する期待がさらに大きくなってくるのだらうと思いますので、今回のこの委員会のミッションというのは、この辺が妥当な線なのかなと感じています。以上です。ありがとうございました。

○山地委員長

ありがとうございました。それでは原田委員、それから松村委員といきたいと思います。

○原田委員

東北電力の原田でございます。電気事業者の立場から実務に関したことになりますが、今回の制度を円滑に進めていくという観点から1点、R P S設備の認定手続きの簡素化について申し上げます。

現在のR P S制度におきましては、発電設備ごとに国の認定を受けることになっています。制度を厳格に運用するというのが、義務履行の信頼性を担保していくという意味で重要ですが、一方で、お客さまに代わりまして設備の認定手続きという実務を行っております電力会社にとりまして、大きな負担となっています。このため、今後、太陽光発電を設置するお客さまがますます増加してまいりますと、業務量が膨大になりまして手続きの遅れも懸念されることは、これまでも電気事業者の側から申し上げてきたところです。

本日、配付されております参考資料3の2ページ目の下の表で、新エネ等発電設備認定状況(平成20年度末現在)ということで、太陽光発電認定件数累計で43万6034件という数値が出ておりますが、今後2014年に向けまして太陽光発電設備が大量に導入されてまいりますと、200万件近

くの設備ができるのではないかと考えられるところです。こうした中、今後、新制度におきまして買取対象となる太陽光発電の買取電力量と申しますのは、R P Sの義務履行に使うということがなくなりますので、太陽光発電の個別の発電設備ごとにIDをつけて管理するといった必要がなくなると考えられます。

これにつきましては、資料2の3ページ目の下から二つ目の項目で、「新制度の買取対象となる太陽光発電のR P S相当量については、設備認定の簡素化等について検討することが適当」と記載されておりますが、ぜひともただ今申し上げさせていただいたような運用となるような、具体的な方策の詰めをお願いしたいと考えております。実務的に手続を円滑に進めていくにあたり、過度な負担や混乱がないように、今後のことにつきましてご配慮いただければありがたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○山地委員長

ありがとうございました。それでは松村委員、お願いいたします。

○松村委員

今回の提案は、前回のものに比べて劇的に分かりやすくなったと思っています。大変いい提案だと思っています。「T」値について、非常に厳しいというコメントが幾つか出てきましたので、その点について一言申し上げます。

厳しいかどうかというのは、客観的に見るのは極めて難しいと思うのですが、R P S価値の価格を見ていけば、ある程度のことは分かるのではないかと理解しています。実質的に価格は1キロワットアワー当たり10円というのが上限になっていると思うので、これにかなり近いところで推移していて、もう未達必至という状況になっていて、「本当に厳しいのです」と言われると、それはそれなりにそうなのだろうと思うのですが、足元の価格を見ていて、果たしてそれが説得力のある価格の水準になっているかどうかというのは、客観的に第三者が見て議論すべきだと思います。

その意味でも、R P S価値の価格が非常に透明に分かりやすく、第三者に分かるような格好になっていると、非常にいいと思っています。以上です。

○山地委員長

理論的には非常によく分かる話なのですが、なかなかR P S相当量だけの取引というのがあまり活性化していないものですから、そこがはっきり見えないかと現実には思っております。

一通り、私が認識した限りでは、ご発言をご希望の方に発言いただきましたが、大体このあたりでよろしいでしょうか。

そうしますと、幾つかご質問や確認事項もありましたので、事務局からお答えいただきたいと

思います。

○飯田RPS室長

いろいろ入り練りがあると思いますので、順番にご説明させていただきます。

まず武田様から、水力へのしわ寄せや1000キロワットアワー未満とご発言がありました。これは秋以降に抜本的にいろいろ議論させていただく中で、検討させていただきたいと思います。水力だけではなく、この後に広くご議論いただく際にも、そのほかの電源についてもご意見があると思います。是非この場で積極的にお聞かせさせていただきたいと思います。

青木委員から、20倍目標とリンクするというご疑問、それから買取制度が終了した場合の「G」と「T」の扱い等についてのご意見をいただきました。これは、RPS法に基づく電気事業者等の新エネルギー等の利用の目標の量をどう設定するかという考え方で、20倍目標そのものではもちろんないわけで、キロワットアワーに直すプロセスでいろいろ係数を掛けているわけですが、20倍目標とリンクしないという考え方は取っておりません。国民の全員参加ということで、個別の電力会社さんの法的義務ということではない国民全体での達成の目標ということで、ご理解いただければと思います。

それから、買取制度が終了した場合の扱いにつきましては、これは終了した際にまた改めて考えていきたいと思っておりますので、資料にありますように書かせていただいております。

杉本委員から、太陽光の数字がもう少し増えるのではないかというようなお話もありました。これにつきましては、そういったこともあるとは思われます。現在、2014年断面ということで、これもどなたかの委員からご指摘いただきましたけれども、これに向けて事業者さんがやっていたところでの切り口ですので、また2018年目標を考えるとときに改めて考えたいと思います。また2018年目標を考えるとときに、立ち戻って2014年に戻したときにどうするかということも議論としてはあるかと思いますが、そういったことについては秋以降に考えさせていただきたいと思います。

小川委員からご質問のありました「p」については内数に入っております。まず水力、地熱、バイオマス、風力。左側の図表の中に、「t」があります。これは134なのですが、134の外で0.15があって、39.0の中には0.15があるのですが、 $134+39.0+0.15$ となっているのは、厳密に言えば39.0から0.15を1回引いて、それに2倍カウントして $0.15+0.15$ と書いてもいいわけです。そう書いた方が分かりやすかったのかもしれませんが、つまり、これは2倍カウントの1個分だけを足したという趣旨で、その意味では「T」については、「t」の134に 0.15×2 を二つ足して「T」を構成する必要がありますので、こちらでは2回掛けているということで、数学の回答としてはあまり実は美しくない可能性がありまして、いつも私も説明に窮しておりますが、趣旨は

そういうことです。

工藤委員から、太陽光の設備認定が買取になるとどうなるのかというご質問を一ついただいております。これは最後に東北電力の原田委員からもありましたが、手続きは簡素化しつつも、認定は残していきたいと思っております。そうしないと「G」の達成につながりませんので、そのような形でやっていきたいと思っております。そういったご趣旨でよろしいでしょうか。既に認定されている分が有効であるか、無効であるかということですか。

○工藤委員

RPS制度上は、実際の登録簿といいますか、デジタル登録簿上に、そういったものがいろいろ記録されるようになってきていると思うのです。それが買取制度に移行したときに、その辺の扱いがどうなるのかと思ったのです。

○飯田RPS室長

特に変更するつもりはありません。やり方について簡素化を検討します。今のよう形で膨大な申請に対応できるのかということはあると思いますが、過去のことについて何か変更するつもりは特にありません。全体像をしっかりと分かりやすくご説明申し上げるべきだということは、ごもっともでありまして、これは経済産業省の省エネルギー・新エネルギー部全体で、ほかにもいろいろな制度がありますので、工夫して考えてまいりたいと思っております。

中村委員からは、買取対象となる太陽光のRPS価値についてのご意見をいただきました。今は買取になっているので配分の議論はないのですが、終了したときにはそれをフェアにというご意見がありまして、これは先ほどもありましたRPSと買取の関係につきまして、買取が仮に終了した場合にはどうするかということの中の一つの論点だと思っております、そのように整理させていただければと思います。

それから、入札との関係で目標達成については「G」ではなく「T」を基準とするということは、法律上は基準利用量というものが各社の義務ですので、「T」の方が入札時の要件になるように、私どもで直接担当しているわけではありませんが、関係部署ともよく連携してそのように措置したいと思っております。

それからご質問ということで、買取対象となっている太陽光の2倍買取は誰がお金を払うのかについてですが、これは委員長からもご説明がありましたように、電力会社が一義的には支払うわけですが、需要家から広く薄く回収するということです。

佐藤委員からいただいたご意見で、風力、バイオマスの抜本的な対策を進めないといけないということですが、これは後ほどもまた議論が出ると思いますけれども、今すぐ直ちに抜本的な対策をこのように進めますと申し上げられる材料がございませんので、秋以降の議論でどういった

ことが現実的かつ野心的なというR P S法の目標にかなったものとして、どういう考え方で整理できるかということについては、今何か予断を持って申し上げられる段階にはありませんが、よく考えていきたいと思えます。

島崎委員からは、買取対象となっている太陽光部分のR P S相当量の価格の話についてご質問がありました。今回の基準利用量の達成には、買取対象となった太陽光が充当できないという整理をいたしますので、直ちに買取部分の太陽光についての取引が行われて、そのやり取りが起きるといことが直ちには想定しづらい状況です。基準利用量の達成とは別の、例えば排出係数などを良くするために購入するというのはあり得るのかもしれませんが、R P S法の世界で取引が起るといのは考えにくいと今は思っております。

彌園委員からは、幾つかご指摘がありまして、「p」と2倍カウントの部分ですね。0.15×2の部分についてのご意見がありました。これも委員長からご説明がありましたように、意欲的かつ現実的という中での一つの考え方だと思っておりますが、何もこれで未来永劫固定するというわけではありません。今は取りあえず、2014年断面の目標ということで書きましたが、2018年目標を考える際に、私どもとしては2倍カウントにするというのは一つの有力な考え方と思っておりますが、これで打ち止めというわけではありませんので、また必要があれば、改めて議論させていただきたいと思えます。

山崎委員からは、太陽光の部分をどのように達成するのかというご質問がございました。今や量で決めているわけではありませんので、この量が本当に達成できるのかということです。この目標量を達成するために国民の全員参加でと、言うは易しなのですが、実際にそれを達成していくというのは非常に厳しいことだと思っております。これは電力会社さんにももちろんご協力いただく必要があるわけですが、そればかりではなく、国としても補助金、あるいは需要家の皆さんにご理解いただきながら、買取価格を適正に維持する等、適正に設定するといったことで、全力を挙げてこの目標を達成できるように努力していきたいと思っております。

東北電力の原田委員からは、手続きの簡素化についてご意見をいただきました。私どもとしても、ここは考えどころだと思っております。太陽光についての普及拡大を目指している中でのR P S認定が非常に厳しいものになっているのだとすれば、特に今回は買取の方でも別途の手続きが必要になるといいますか、制度がありますので、それと組み合わせてR P Sの認定を併せて考えてみるということで、手続きの簡素化についても検討したいと思っております。制度の施行までにはまだ少し時間があると思っておりますので、検討したいと思っております。

松村委員からは、価格の話がございました。確かに厳しい、厳しくないというのを価格で見るのは一つの重要な視点だということで、そのとおりだと思います。どのような形で透明性を高め

られるかというのは、いろいろ相対の世界でもあり、しかし、一方で排出量取引などもやっており、価格情報についてはいろいろな公表の仕方があると思っております、本来であれば取引がいろいろ活性化してくればある程度分かりやすくなるのですが、今のような状況の中で何ができるかというのは、引き続き考えていきたいと思っています。

ざっとご説明申し上げましたけれども、何か漏れなどがありましたらご指摘いただければと思います。

○山地委員長

いかがでしょうか。委員の皆さんからご指摘いただいたこと、あるいはご質問等について一通り答えていただきました。よろしいでしょうか。

最後に触れられた取引価格、RPS相当量込みの新エネ電気の価格も含めて、ある程度公表していく。特定な情報が明らかにならないような形で。ということは、以前のRPS法小委員会でも要求されたことであって、事務局がそれに答えるということですので、引き続きそれをやっていただきたい。

それから、大塚委員がご指摘になったように、買取制度の対象の部分については、供給新法というのですか、エネルギー供給構造高度化法の中の、2020年までにゼロエミッション電源を50パーセント以上というものが生きていますから、その中では当然カウントされるわけですので、そこはご理解いただければと思います。

さて、いかがでしょうか。新たな買取制度の導入等を踏まえて利用目標量、あるいはいわゆる義務量について、考え方と具体的な数値について議論していただいたわけですが、この件に関して追加的なご発言、ご希望はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、実はこの件については、今週中にパブリックコメントにかけたいという事務局のお考えでありまして、パブリックコメントにかける内容は今日ご説明した内容ですが、具体的なパブリックコメントにかける資料については委員長に一任ということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。そういうことで、今後パブリックコメントの準備をしていきたいと思っています。

2. その他

○山地委員長

それでは、一部の委員からご発言もいただいたわけですが、冒頭に申し上げましたように、残りの時間で、皆さんからRPS法全体についてご意見をいただきたいと思っています。またご

発言をご希望の方は、ネームプレートを立てていただければと思います。いかがでしょうか。

では、ユーラスの中村委員から。

○中村（成）委員

ユーラスエナジーの中村でございます。私から、風力事業者として幾つかお話しさせていただきたいと思います。

先ほどから利用目標量の設定の仕方について、現実的であらねばいけないものの、意欲的かつ野心的にというお話が、委員長はじめ何人かの委員の方からもあったと思います。それに関連しまして、少し先の話。今日の資料でも触れていただいている、例えば2018年に関連して、お話しさせていただきたいと思います。

今日、事務局からご紹介いただいた平成20年度の実績等を見ても、多少、風力は伸び悩みかなどというお話もありましたし、あるいは建築基準法の改正に絡んでコストが上がっているなどいろいろ、お話もいただいております。ただ、私ども業界の方で多少といたしますか、心配しておりますのが、そういうことの前に、基本的に日本における風力発電のポテンシャルが、それほどないのではないかと誤解されていらっしゃる方が結構いるのではないかとという点です。例えば、そのベースを私は詳細に知らないのではありませんが、結果だけで見ますと、日本の現在の長期エネルギー需給見通しで見ましても、確か2030年で設置容量でいいますと、600万キロワット強ぐらいの数字があったと思います。

一方で、私ども業界の団体が幾つかありますが、例えば日本風力発電協会あるいは風力発電事業者懇話会という2団体が共同で、私どもなりにいろいろと調査した結果では、もちろん必要な系統連系の対策や、先ほどからお話が出ています買取価格の適正な価格への見直しなどが条件にはなりますけれども、そういうことが行われていけば、例えば、2020年という断面で見ても、陸上風力だけで1000万キロワットは十分に導入できるポテンシャルが、日本にはあると思われま

す。あとは皆さんがおっしゃっている、それを実現するためにはどうするのかということです。必ずしもRPSという制度だけでそれができるとは思っておりませんし、いろいろな形で総合的な取り組みが必要になると思っておりますけれども、私どもはそういう調査結果を確信しております。冒頭で水力関係のお話がありましたけれども、ぜひこの秋以降の議論では、私どもなりの調査の結果もご紹介させていただきながら、そういう数字をこのRPS法小委員会の場でもご議論いただきたい、あるいはぜひご議論させていただきたい。

そういうことになれば、場合によっては2018年が次の対象の年であれば、そこへ行く通過点として、まさに今日の資料の4ページにも書いていただいているとおりですが、そういう議論の中で、その通過点の2014年はどのレベルにあるべきなのか。もちろん私どもは風力事業者ですから、

風以外のものについては確たる意見は申し上げられませんが、かなりの部分を占めると予測していただいている風力事業者として、ぜひそういう議論をさせていただきたいと思っておりますので、この場を借りて強く要望させていただきます。ありがとうございました。

○山地委員長

ありがとうございました。あとは、私の順番が間違っているかもしれませんが、前田委員の代理の安達代理、その次に竹股委員、山川委員、佐藤委員という順番でご発言いただきたいと思います。それでは、まず安達代理、お願いいたします。

○前田委員（安達委員代理）

地熱発電事業者の立場から、発言させていただきたいと思います。資料のご説明の中にもありましたように、自然エネルギー・再生可能エネルギーの伸びがやや鈍化しているということについては、大変危惧しているところです。一方、電力事業者さんの義務の方について、達成が非常に厳しいということも理解しております。そういう中で、地熱発電事業者として、地熱発電が果たせる役割について一言お話しさせていただきたいと思っております。

現状のR P S込みの電気取引価格ですけれども、前々回の資料を見ますと、平成19年度で7.2円～10.4円、水力が7.2円、風力が10.4円という値段が示されております。なぜ進まないのかということなのですが、残念ながらこの価格で見ますと、地熱発電の新規プロジェクトについては採算が取れないと考えております。

これが、例えば15年間平均の買取価格が16円で買ってもらえるようになりますと、ちょっとこんな絵を持ってきたのですが、平成26年には2億キロワットアワー、それから平成32年、中期目標の年ですけれども19億キロワットアワーくらいは、地熱の方で増えるのではないかという試算を私はしております。なかなかR P S込み電気取引価格が16円というのは高いと思われるかもしれません。あるいは、これを太陽光発電のようにF I Tとして16円というと、高いかと思われませんが、地熱の場合はこの絵に描きましたように、平成25年までは全く新規が立ち上がりません。平成26年になって、やっと2億キロワットアワー相当が立ち上がるかを見込んでいるのですが、このようにリードタイムが10年前後ありますので、先物取引だと思っていただければ、16円というのは安い買い物ではないかと思っております。

従いまして、現在、R P S対象電源になっているのは、効率の悪いバイナリー型の地熱発電であって、その経済性も問題なものですから、あるいは資源としても効率が悪いということで進んでいないわけですけれども、それだけではなくて、実際に実績があつて効率の良い蒸気フラッシュ型の地熱発電をR P Sの対象電源にさせていただきまして、さらに、15年間ですけれども16円程度で取引されるような環境を整えていただきますと、最終的には19億キロワットアワー、別

の計算をしますと 24 億キロワットアワーといった数値になるかと思っておりますので、秋以降の検討になると伺いましたけれども、その辺も含めて検討していただければありがたいと思っております。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。それでは竹股委員、お願いいたします。

○竹股委員

J-POWER の竹股でございます。弊社も、水力、地熱、風力、バイオマス、いろいろな形で再生可能エネルギーに携わらせていただいておりますので、開発する側から、秋以降の議論の中では是非お願いしたいことを申し上げたいと思います。

先ほどからありますように、水力、地熱、それから風力も含めまして、あえて言えばバイオマスも含めて、太陽光以外の部分でポテンシャルはまだまだ大きいと思っております。これを経済性で見た場合も、あえて言えば今の太陽光よりは経済性に優れるという部分が大きいものですから、こちらについても忘れずに推進策を是非やっていただきたい。これらは、特にキロワットアワーでいうと、太陽光に比べても相当な優位にあると考えています。これが 1 点目です。

そういう意味で秋からの議論における R P S の対象範囲の見直しという中で、水力であれば R P S 認定対象が 1000 キロワット以下の発電所に限定されていること、地熱であればシングルフラッシュ方式は R P S 認定対象になっていないというような、対象範囲についての見直しを是非お願いしたいと思いますし、難しい既設と新規の区分のところも是非いろいろな形で知恵を絞っていただき、議論していただきたいと思っております。

それから、地熱等については、補助制度や自然公園法、温泉法という規制の問題があります。このような規制等についても並行して、推進策全体の中でご議論いただければと思っております。これが 2 点目です。

3 点目です。開発する側から言いますと、R P S の価格の指標がないとなかなか進まないという点があります。R P S 価値の取引を活発化するような手段を是非考えていただきたいと思っております。場合によっては、R P S 価値だけでも取引が成立するような仕組みも、今後是非工夫いただきたいと思っております。これにより、我々開発する側からすると、ある程度の採算性を計算しやすくなるというところがありまして、実質、相当な推進策になるのではないかと考えています。以上、3 点です。ありがとうございました。

○山地委員長

ありがとうございました。それでは山川委員、お願いいたします。

○山川委員

野村ホールディングスの山川です。前回の最後でも発言させていただいたのですが、RPS価値の移転ということでは、今日もいろいろご発言、ご議論が出ているとおりでと思いますが、やはり市場の透明性、それから流動性、その前にグランドデザインをどうやって描いていくかという部分が非常に重要になってくるかと思しますので、各参加者様のご意見を十分に配慮した上で、まずグランドデザインづくりが肝要であるかと思しますので、この点は本日も1点補足させていただきます。

あと、RPS法全体についてこの秋以降の議論ということなのですが、やはり世の中は環境もしくはエネルギー対策についての議論が今いろいろ起こっている時期だと思いますが、やはり国民もしくは国全体でも排出量が非常に増えているといわれる民生部門の我々、野村ホールディングスも金融業者というところは別に見ると民生のオフィス部分、業務部分を抱えている事業者の一つであるのですが、今後、自分らの事業にどのようにこういった施策が絡んでくるのかなどが非常に見にくく、分かりにくくなっている問題だと思います。

環境問題もそうですし、エネルギー問題もそうですが、この辺が広く国民に分かりやすく示されていくことが、RPS法のますますの闊達な議論であるとか、どういったところにどういう負担がいくのかということが明示されていけば、選択の余地、それから先んじた投資等々も企業側の立場としてもできるのかと思しますので、その辺を一つ、意見として申し上げたいと思います。以上です。

○山地委員長

ありがとうございます。そうしますと、次は佐藤委員ですけれども、その後何人かお出しになって、順番が違っているかもしれませんが、工藤委員、それから浦谷委員の代理の谷口代理、小川委員、島崎委員といきたいと思います。佐藤委員、では、どうぞ。

○佐藤委員

今の方の続きにもなるのですが、民生部門が非常に伸びが多い。例えば横浜市でいくと、国全体では産業から排出している二酸化炭素の方が多いのですが、横浜市で考えますと、それが逆転して一般家庭から出る二酸化炭素の方が多いというのが、横浜の特徴。まして人口が非常に多いですから、やはり民生部門を削減していくというのが非常に大事になってきます。横浜市内にある銀行さんなどは、そういう定期か何かを設けてくれて、それに預金してくれた方の何パーセントは、横浜市の温暖化の協議会に寄付するというのもやってくれております。ですから、やはりこれからはそういうところとの連携もしながら、国の補助金だけではない制度も考えていかなければいけないのではないかと思います。これを言うために手を挙げたのではないのですが、今お聞きして、思いました。

もう一つ、やはり民生部門というところで、これから国民全員で太陽光の2倍買取の負担をしていこうという話になっていくと思うのですが、なぜ他人の屋根についた太陽光の買取を、自分たちが負担しなければいけないのだという疑問は絶対出てくるのです。このときに、これは案でするのでそれが採用されるとは限らないですけども、例えば「市民は1年間に、このぐらい二酸化炭素を削減しましょうよ」と、ある程度の目標を出して、つけた人はつけた人で出てきますよね。でも、お金を払った人も、自分ではつけないけれども二酸化炭素の削減に貢献したのですから、削減証書のようなものをちゃんと出して、それで「あなたは、これだけ減らしましたよ」ということを明らかにしていった方が、ただ金を出せだけではない方が、市民も参加しやすいのではないかとというのが1点です。そういう意味では、個人の買取を2倍にしてくださったというのは非常にうれしいけれども、もう少しそういう何かインセンティブも見ていった方がいいのではないかとというのが1個です。

もう一つですが、スクール・ニューディールが進んでおりまして、学校へ太陽光発電が相当設置されていきます。今、ソフトエネルギープロジェクトでは、高校に10キロワットが2校と、8キロワットが1校、5キロワットが1校。今日、横浜市に小学校の聞き取りをしてこられなかったのですが、例えば高校ですと、10キロワットをつけても売ることができないのです。本当にいろいろ試算しましたがけれども、もし売れたとしたら、高校の場合は部活もあるので、部活のない試験の日、それとお正月の元旦か2日ぐらい、これだけが売れるかどうかです。それも怪しいぐらいなのです。

せっかく大臣が2倍買取といういい制度を設けてくれたので、ここでやはり何とか売れるように仕組みを作っていくというのも、とても大事なことだと思うのです。ある方に言ったら、これは非常に変な言い方ですが、「国はどうせ、学校なんか売れないのは分かっている、入れておいて、やってるやってるというふうに見せたいだけよ」と言われて、「そんなことはない。国はそんないかにげんなことではなくて、本当にやる気があるのだ」と、私はすぐ前向きに考えてしまうのでそう言いましたけれども、やはりそう取られないように、実際に売れる制度。今、環境省が学校の校舎を全部エコ改修して、モデル的に、「こんなふうエコ改修すると、二酸化炭素が減りますよ」というようなことを言っているのですが、それには1億円という自治体の負担が伴います。

ですから、そうではなくて、うちのように普通に付けていて、そこで実際に環境、教育などいろいろな制度をやったり、ちょっとした機械を変えることによって、省エネができて売れるのだという制度を作っていくようなモデル取り組みを、経済産業省としてぜひ実施していただきたい。それは我々だけではなくて、全国で幾つかモデル的にやってもいいと思う。やはりそれをやって、売れるのだという実績を作っていくないと本当に、先ほど言ったように、どうせ国はという話に

私は絶対してほしくないし、しない努力もしたいと思っています。

そういう意味で、個人と学校、二つの制度を実践していく、大臣のいい制度をちゃんと実践できるような制度に、私たちが頑張りますけれども、ご協力いただけたらと思います。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。それでは工藤委員、お願いいたします。

○工藤委員

ありがとうございます。3点ほど。

一つは、以前も申し上げたことがあるのですが、この小委員会の役割みたいなことが今後ますます難しくなると思っているのが、ご指摘したいと思うのは、先ほど来、どのエネルギー種がどのぐらい、ポテンシャルも含めてやるかという話は、例えば、この年末に予定されている国際会議であるとか、さまざまな要件によって、変わる可能性があるということ。すなわち全体のエネルギー政策なり、環境政策の中での新エネルギーバランスと役割をどうとらえるかということ、ここですべて語り切れるかということ、恐らくは無理だと思います。

そういったことも含めて、RPSというツールの役割というのは一体どうかということと、全体のバランスとしてどういったものが必要なのか。これは省エネなり何なりも含めて考えなければいけませんので、その辺の議論の進め方みたいなことをこの10月以降、2018年度うんぬんという話がありましたが、相互の関係も含め配慮してやっていくべきではないか。大局的ということだったので、このように申し上げさせていただきたいと思います。

一方で、先ほども言いましたが、いろいろな制度が動いている。先ほど来、例えば価格の話であるとか、何なのかというものも、同一のものに対していろいろな制度が動いていて、恐らくは価格も同一ではない。そういったものの相互関係、例えば温対法一つ取ってみても、RPSとの関係をどうするのかという問題もあると思いますので、各制度間の状況、整合性をどのように考えるかということ、やはり視野に入れておく必要があるのかと。

例えば、どういう形で測りますか、モニターしますかということも重要です。実は価格の付いたものを取引する世の中になってきていますので、制度によって方法が違うということになってきますと混乱する可能性があります。ですので、何を各制度間で共有化していくべきかは、RPSのツールとしての視点として、ある程度配慮しておく必要があるのかなという気がします。

3点目は、目標量なり何なりを個別に検討していくに当たっては、何人かの委員もご指摘になったように、ポテンシャルの話であるとか、その効果を並行して議論していくことは大事かと思えます。例えば、先ほどの太陽光を設置することに伴って省エネが進むのではないかという命題は、非常に面白い話だと思っているのですが、そういった制度が入ったことによって本当に相乗

効果があるならば、それなりの評価をすることになりますので、逆の場合も含めてそういった可能性を、ポテンシャル等も含めて評価するということを並行して行っていくことが有意義ではないかと思えます。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。それでは谷口代理、お願いいたします。

○浦谷委員（谷口委員代理）

東京都の立場から話しますと、RPS法というのは電気事業者に再生可能エネルギーの一定量の利用を義務付ける法律として、今、時代の要請がこういうところに来ているのではないかと理解しています。具体的に言うと、電気事業というのは、やはり最大のCO₂の排出にかかわるものです。そういった意味での責任ももちろんありますし、逆に、裏返せば、気候変動に対する非常に有効な手段をそちらから打てるのではないかと考えています。東京都自体は、2020年に20パーセントの再生可能エネルギーの導入を目指しているところですが、そういう意味も踏まえて積極的に再生可能エネルギーに取り組んでおりまして、これから全体の議論を進める上で3点ほど、ご検討いただきたいと思っています。

1点目は、東京都の例ですが、我々の再生可能エネルギーの目標自体は、バックキャスティングというところから考えておりまして、今、時代の要請がどういうところにあるのかと考えると、再生可能エネルギーの一定量の利用の義務を飛躍的に増大していかなければ駄目ではないかと考えています。今できることから考えると、どうしても気候変動対策としては不十分なものでしかないのではないだろうかと考えています。

かつて東京都は1960年代に、東京都の大気汚染がひどかった時代に、なぜそうなったかと考えたときに、その当時の大気汚染物質が、きれいだったときの2倍だったのです。だったら、それを半分にすれば東京都の空はきれいになるのではないかということで、制度を作ったのです。その結果、当時は、低硫黄の重油を売っていなかったのですが、現実にはそういったものの対策も、実は東京電力さんがそれを真っ先にやってくくださったのですが、そういった電力さんの協力もあって東京の空はきれいになりましたし、最近では、そういった公害対策の技術がCO₂削減の技術として、世界に打って出られるようになっていきます。バックキャスティングという非常に、電力会社さん等は厳しいなとお考えになるかもしれませんが、そういったものは実は環境を良くしながら、日本の国力を高めるのではないかというのが東京都の考え方です。それが第1点です。

2点目としては、やはり再生可能エネルギーを一律に見るのではなくて、その中の質を見てほしいということです。これも前にバンディングという言葉でお話ししましたが、それについては、東京都は6月末に、東京都の細かい規則の中で改定しまして、例えばバイオマスについ

では、CO₂の排出に関しては非常に問題が多いというものもありまして、他の再生可能エネルギーと一線を引くことにしました。太陽光や風力、水力についてはそのままですけれども、例えばバイオマスなどでは、石炭混焼などをする場合はやはりCO₂をどうしても増やす方向になってしまうので、ある程度のバンディング等を考えていく必要があるのではないかと思います。それが2点目です。

3点目ですけれども、飛躍的に再生可能エネルギーを拡大しろと言っても、現在の新エネ法に基づく新エネの範囲ではやはりこれから2020年、2030年に向けたら、どうしても限界があると思っております。実は先週、東京都は、波力発電検討会というものを開始いたしました。日本の海洋エネルギーなどには、非常に有用なポテンシャルがあると考えたのですが、こういったものは実は世界ではかなり実用化の段階に入ってきております。そういったものは別に波力に限りませんが、そういったものに目を向けて全体の議論が進むようにしていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○山地委員長

ありがとうございました。それでは小川委員、お願いいたします。

○小川委員

4点ほど申し上げたいと思います。まず1点目は再生可能エネルギー、新エネルギーの競争力確立という点です。現時点で競争力がない状態のものに対して特別の取り扱いを加えて、最後は裸で競争できるものに育ててほしいとある意味で願っていると思います。現在は利用目標量みたいなものを置いて利用量がどんどん広がるという量的な部分が、成果として強調される側面が強いと思いますが、こういう特別な取り扱いを加えて成果がちゃんと上がっていることを示すためには、それぞれの再生可能エネルギーの市場競争力が改善されて、競争できるようになっていっている成果をやはり見せる必要があると思います。そういった意味で、いろいろな再生可能エネルギーのコストが確かに下がって一定の効果が上がっていることを見せることができる仕組みを入れ、その点も成果物として示す必要があるというのが1点目です。

2点目はサポートの仕組みの組み合わせです。再生可能エネルギーをサポートする仕組みとして、RPS法による量的な取り扱いが一つ、買取制度という価格を使っての取り扱いも一つ、そしてグリーン電力の仕組みによるサポートも一つの方法になっていると思います。その中でグリーン電力の場合は、自家消費の部分を特にサポートする形で、RPS法あるいは買取制度とは違った部分をカバーできる構造になっていると思います。イギリスなどの説明でもありましたように、また今回のこの仕組みでも入っているように、買取制度は小規模、すなわち個人の需要家中心の部分をサポートし、RPS制度はもっと大きな規模の需要家をサポートするという形で、す

み分けできると思います。

その意味では、どれか一つの仕組みがオールマイティで効くという考え方ではなく、適材適所でいろいろな仕組みを組み合わせ、それぞれのいいところをある程度うまく引き出してサポートしていくという形がよいと思います。買取制度さえあればすべてよしという世界には落ち込まない方がよいと思いますので、2点目として強調したいと思います。

3点目は国民に対する説明です。佐藤委員からもお話がありましたように、再生可能エネルギーのこうした特別な取り扱いを最終的には国民が負担を負って実施しているという形になっていると思いますので、国民が負担することで一定の成果が上がっているということを国民がそれなりに理解して進めていくということが重要だと思います。その意味でそれなりに説得力を持つ一定の成果が上がり、サポートの意義があるのだということを、国民にきちんと説明できる仕組みも必要だと思います。佐藤委員がおっしゃるように、何らかの形でインセンティブを付け、それをてこに国民の理解を深め導入を進めていくということも一つ必要ではないかと思います。

4点目は今後の検討についてです。秋以降の議論になると思いますが、平成20年度までの過去6年ぐらいの進展の中で、再生可能エネルギーに非常に伸びている部分と、いろいろな理由で少し伸びが止まっている部分の、色分けが出てきているように思います。実際に期待されるポテンシャルがどの程度まで実現できているか、期待通りに実現できていないとすれば何か特別な障害が発生しているかどうか、そういう点をきちんと吟味して、個別の再生可能エネルギーについてどういう施策を考えるよいか材料をしっかりと出す必要があると思います。秋以降、特に2014年～2018年の利用目標量をどうするかという議論に入るとと思いますが、そうした材料を基にしっかりと議論ができればいいのではないかと思います。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。それでは島崎委員で、その後、松村委員としたいと思います。

○島崎委員

1点だけ、お願い申し上げたい件があります。私どもはバイオマスの発電事業者でありまして、新エネルギーは今日頂いている資料等でも、エネルギーの取り出し方の由来によって、風力、太陽光、水力、バイオマスというカテゴリーに分けていただいているのだらうと思いますが、ほかのエネルギー源と比べてバイオマスという部分は、比較的多様性があるエネルギー源なのではないかと私は思っております。特に、いわゆる一般廃棄物の燃焼の余熱での発電といったものの占める比率は、非常に大きいと思います。一方、我々のような、いわゆる有価の燃料、お金を払って買ってくる燃料を使った商業用の発電は、ある種、似て非なる事業だと思っております。従って、統計上の資料からこういったカテゴリー分けをしていただく際に、もう少し細分化が可能な

いものかと思っております。

実際、我々のやっている木質チップの発電というのは、極めて今、高コストであって、風力あるいは水力の、今日頂いている資料などの平均的な発電コストをはるかに上回っているのが実情です。これを何とか、ほかの電源と同等水準の競争力を確保して、事業を継続、推進したいと思っているわけで、そういう意味で今後のR P S政策を検討していただくに際して、いわゆるごみによるバイオマスと、それ以外のバイオマスをやはり切り分けて考えていく方向でお願いしたいと思えます。

例えばハンドリングという意味で考えたら、バイオマスでも、我々のような木質チップを使うよりも、場合によってはバイオディーゼルであるとか、バイオガスを使って内燃機で発電する方が、例えば負荷追従型の電源とする場合には非常に使い勝手はいいわけです。ただ実際には、そういったことは極めて高コストであるので、かつ燃料の確保が不安定であるということもあって、事業としては成立が実際にはしていないのが実情です。

しかし、やはり今後バイオマスを進めていくに当たっては、そういったものも何とか、制度的にフィージビリティが担保できないと進んでいかないわけですから、それを十把ひとからげで、ごみと一緒にバイオマスと言われてしまうと、議論をミスリードする可能性があるのではないかと、このように思っております、この細分化をぜひお願いしていきたいと思えます。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。それでは松村委員、お願いします。

○松村委員

山地委員が、「最後にR P S全般について」と別立てで言われた意図が、秋以降にやることの前出しとしてだとすると、この発言はあまり適当ではないかもしれないのですが、今回の整理で、固定買取のものは実質的に外すということになったので、ひょっとしたら固定買取がどんどん進んでいって、R P Sが抜け殻のようになってきて、あまり意味がなくなってしまう。そうすると、まっとうな発言をする最後の機会かもしれないから、ちゃんと発言せよという意図だとすれば、ぜひ言うておかなければいけないと思って、つい札を上げてしまいました。

私は、R P Sというのは、抜け殻のようにして安楽死させてしまうにはあまりにも惜しい制度というか、非常に良い制度だと思っています。これは、現在では電気事業という格好になっていますが、本来的には、エネルギー全体の共通のプラットフォームにできるようなポテンシャルを持っている、非常に優れた制度だと思っています。

例えばバイオガスを導入する方が、風力を導入するよりもはるかにコストが低いということであるとすれば、電気事業者が風力から相当価値を買ってこないで、バイオガスで発生した部

分を、ある種の価値を買ってきて相殺する。逆に、バイオエタノールなどを導入するよりも、風力や地熱などの方がはるかにコストが低いということであれば、そちらの事業者がこちらの価値を買ってくることによって、エネルギー消費全体として新エネルギーを導入していく。

しかも、そうすることによって、新エネルギーを導入するコストを電気の利用者が負担するという格好ではなく、エネルギーの消費者全体が負担するという制度も設計できるのだと思います。国民負担という言葉が何度か出てきましたが、実質的には、今の制度は電気利用者の負担ということになっていて、電気を利用しない国民はほぼいないでしょうから、国民負担というのは明らかに誤りではないと思いますが、現行の制度では、電気をたくさん使う人が新エネの負担を多くしているという制度になってきて、ますます導入量が大きくなってくると、負担のゆがみが出てくるのだと思います。

RPSというのは本来的には、ちゃんと設計すれば、全エネルギーのプラットフォームになるような立派な制度だと思いますし、谷口委員が先ほどご指摘になったようなクオリティという問題でも、やろうと思えば、RPS価値の相当量は今、太陽光2倍という格好になっていますが、こういう格好だけではなく、きめ細かく設定することも可能ですから、クオリティも考慮することもできる制度だと思います。このまま安楽死させてしまうのはあまりにも惜しい制度だと思いますので、この席で言ってもしょうがないと思うのですが、今ここに参加しておられる方は新エネ部会の委員の方もいらっしゃるわけですし、そのようなことを心に留めておいていただけると大変助かります。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。それでは大塚委員、それから青木委員とまいりたいと思います。

○大塚委員

基礎的な話ですが、先ほど工藤委員が言われた話を私も非常に気にしておりますので、ぜひ整理をよろしくお願ひしたいと思います。クレジットの関係の制度や試行的排出量取引や東京都の制度などいろいろなものが出てきていて、各種の制度が動いていますので、RPSの制度が、その中でどういう位置付けになっているかという整理をぜひしていただきたいということと、測り方のお話も先ほど工藤委員がされましたけれども、検証のところについて各制度が類似の考え方を取っていないと取引していくときにおかしなことになるという、同じような価値のものが取引されないというようなことが出てくるとか、あるいは算定・報告・公表制度との関係でも、違うものではありませんが、同じような扱いをしないと、正確な数字が出てこないという問題が出てくると思いますので、検証や制度の整合性に関して、ここは経済産業省の資源エネルギー庁ではあるわけですが、全体との関係をぜひご検討いただきたいし、もし今コメントいただけるの

だったら、教えていただきたいと思います。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。それでは青木委員、どうぞ。

○青木委員

RPSの話は、電気事業にとっても大変大事な話です。基本的なことだけ申し上げたいと思います。

一つは、今までお話もありましたけれども、新エネの導入に当たって国民全体で進めていくという中で、とにかくRPSだけに頼るものではないということをぜひお願いしたいと思いますし、それは先ほどからもお話があると思います。また、電力だけではないということも、先ほど松村委員からもありましたけれども、もともと新エネを入れるときの手法としてRPS法は入ったわけですが、電力だけに義務というのでなくて、ほかの事業者の皆さんもいらっしゃるし、そういった手法もたくさんある中で、ぜひご検討いただきたいというのが基本的なところですよ。

特に、電力に対する義務量を増やせば、新エネが増えていくとか、対象をちょっといじれば増えていくというような、単純な考え方にならないようにぜひお願いしたいと思います。特に、新エネを入れたくても、先ほどから何度か出ましたけれども、いろいろな規制の問題があるということもあります。それに関して、水力、地熱等で、経済性でこれだけポテンシャルがあるはずだという計算がよく出ますけれども、やりたくてもそれ以外の地元の問題、規制の問題等々でできないということもたくさんあるということで、開発をいろいろな形で支援していただく、みんなで取り組むということが大事だということも、ぜひお願いしたいと思っております。

もう1点は、リードタイムの問題も、ぜひ検討に当たっては視野に入れていただきたいということです。特に地熱、風力も建設を始めてからは比較的短いかもしれませんが、着工するまでは環境あるいは地元の問題等に非常に時間がかかるとか、あるいはバイオ等も開発に年数がかかるということです。既に2014年までは、現行目標の数字が出ておりますけれども、次に、2018年の数字を作るときに、遡って2014年をもう1回引き上げるなどということをおっしゃられても、もう2014年は電気事業の設備計画にとってはすぐですから、あるいはいろいろな人に頼んで契約するといっても、必要なリードタイムはありません。足元から数字を上げればすぐに達成できるということではないということも、ぜひご理解賜りたいということです。

それからもう1点、やはり負担の問題があります。たくさん量の導入目標を達成していくことは、お金を払えばできるのではないかと、苦しいけれども価格が上がるはずだというご意見もありましたけれども、それは全くごもっともですが、価格が上がっていくということは、電気料金に跳ね返ってくるということです。今、太陽光の買取制度によってどれだけ国民の負担になるか

と、結構議論になっているところです。

それに加えて、もし、さらに太陽光買取対象以外の新エネを入れることを進めていって、お値段が上がってもいいということであれば、さらに料金が上がってくるということだと思いますし、その場合は、各ご家庭が入れる太陽光と違って、特に風力、地熱は事業者がおやりになるプロジェクトになると思いますから、それに対して、どこまで国民が負担していくかというバランスの問題として残るということを申し上げたいと思います。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。後半はRPS法全体について、いろいろ貴重なご意見をいただきました。RPS制度そのもの、あるいは本小委員会の将来についてもいろいろご心配いただいて、ありがたいと思っております。後半の議論については、特に取りまとめてどうこうということはないのですが、幾つか確認してほしいような面も少しはあったので、事務局、何かご対応いただけますか。

○飯田RPS室長

さまざまなご意見をありがとうございました。幾つか確認と整理して、いろいろな関連する制度のことについて、大塚先生からもご意見をいただきましたが、この場で今すぐ直ちにとということにはなかなかまいりませんので、関係の部署とも相談して、できるだけ分かりやすく示せるような工夫をしていきたいと考えております。まさに今、委員長がおっしゃいましたように、取りまとめるというよりは、また秋以降に議論させていただく際の貴重な視点をご提供いただいたと思っております。

それから、ご欠席の委員の方々にも、5月にも委員会がありましたし、それ以前の委員会もあると思いますけれども、少し夏の間、そういった先生方、委員の皆さま方からいただいたご意見なども一度総ざらいして、論点整理をしておきたいと思っております。今日のご議論もそれに反映させた形で含めさせていただいて、またこちらでも考えて、議論をお願いしたいと思います。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。後半の議論につきまして、何か追加的なご発言、ご希望はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

○山地委員長

本日は大変貴重で有意義な意見をいただきまして、ありがとうございました。

最後に齋藤部長から、本日の議論を総括してコメントいただきたいと思っております。

○齋藤省エネルギー・新エネルギー部長

本日は大変ありがとうございました。私もずっと、今までの議論を聞かせていただきまして、まず一つは、前半の方の制度の設計に関するのですが、本日いただきました意見、あるいはこれまでさまざまな議論の経緯もあると思いますけれども、パブリックコメントという形でまた一歩前に進ませていただきたいと思います。そういう意味では、さまざまな環境が変わる中、本制度の扱いについての意見を取りまとめていただきまして、また一つ前に出られるかというような気持ちでおります。どうも大変ありがとうございました。

それから後半の議論ですけれども、これは本当にとっても重要な論点に入りつつあると思ったのですが、聞いていて、先ほど来、秋以降のという単語が出ておりますけれども、またそういう場で皆さま方のさまざまなご意見を伺いながら、より良いものを作りたいと思います。

ここでの議論というのは、少し大きく言えば、日本の国の形をどのように作り込んでいくのかということの非常に前線の議論だと思うのです。例えば、一般家庭の負担や個別の事業者の負担が、日本が持続的に発展していくために、今回RPSは電気ということになっていますから、例えば電気代ということになっていくと、どんどん新しいことをやっていくことによって価格に転嫁していけば、どこまでだったら耐えられて、これは実は電気代だけの問題ではなくて、すべてのコスト構造がどのようになるか。業種によってコスト構造は変わりますから、そこをいろいろな制度を考えることによって、どういう業がこれから日本としてのGDPを稼ぐのかといったところまでも発展していってしまうような問題ですので、この場で決着がつく話とそうではない話とを分けて考えなければいけません。

また、皆様方に議論をお願いしている事務局としては、ここでの成果が、日本の国の中で目の見るようにということでは一生懸命やろうと思っておりますけれども、そういう大きな枠組みを決める本当の、新エネルギーという一つの断面ですけれども、非常に私自身も着任して重い責任があると思っております。また改めまして皆様方のこういった議論の展開が、非常に行く末を決めるというようなことも感じながら聞いていたわけですが、今回の前半のご議論を進めるとともに、新エネルギーの在り方、これは国内だけの問題ではなく、国際的に、制度的にも先進国になった方がいいと思いますし、あるいはその制度を我々が歴史とともに運用することによって、日本というのはこういういいことが起こっているのだと。例えば、先ほどの、コストが削減することということかもしれませんし、新しい産業が大きくなっていくということかもしれません。そういったことにつながる制度を日本はよく考えているなというところまで発展できれば、本当に素晴らしいことだとは思いますが、なかなかそう簡単にはできないと思っておりますが、引き続きまして皆様方のさまざまな角度からのご意見、あるいは一緒に勉強させていただきたいと思っておりますので、事務局を代表いたしまして、御礼と、それからこれからの決意ということ。ありがとうございます。

した。

○山地委員長

それでは事務局から、今後のスケジュール等についてご連絡をお願いいたします。

○飯田R P S室長

次回につきましてはまだ日程も決まっておりませんが、改めて事務局からご連絡させていただきたいと思います。2018年以降の目標につきまして、検討させていただきたいと思っております。以上です。

○山地委員長

それでは、小委員会は以上で終わります。どうもご協力ありがとうございました。

了

問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー対策課

新エネルギー等電気利用推進室

Tel 03-3580-3023 Fax 03-3501-1365